

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 **(1世帯あたり5万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- 11月末より順次対象となる世帯に確認書を送付します。
- 中身を確認して1月末までに、同封の封筒で**返信してください。**

申請期間 令和5年1月31日(火)まで

【確認事項】

- ①給付金振り込みの口座番号・連絡先・通帳等のコピー
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 未申告の世帯が給付金を受け取るには、税務課に収入の申告が必要です。**



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。(申請時点で津久見市に住民票のある方が対象です。)

- **申請期間 令和5年1月31日(火)まで**

ご不明な点等は下記お問い合わせ先にご相談下さい。

※給付金の支給は、確認書を返送後から21日後が目安です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

詳細はこちらで
確認できます↓



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00(12/29~1/3を除く)

津久見市 社会福祉課 生活支援班
(社会福祉課 直通)

0972-82-9547

受付時間 平日8:30~17:00